

平戸市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月26日(月) 午後3時から午後4時23分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(28人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉
8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦	11番 松山 矢市
12番 川尻 修治	13番 末永 武好	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男
16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦	19番 林 憲治
20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳	24番 川村 政幸
25番 横尾 秀雄	26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎	28番 福田 延之
29番 藤永 和之	32番 宮田 克幸		

4. 欠席委員(4人)

1番 吉福 弘実 4番 七種 一郎 23番 濱本 寿光 30番 西川 靖子

5. 欠 員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第27号 農地法第3条に係る合意解約について

報告第28号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

- 議案第 66 号 農地法第4条の規定による許可処分取消について
- 議案第 67 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 68 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 69 号 非農地通知の取消について
- 議案第 70 号 非農地通知申出について
- 議案第 71 号 非農地証明願について
- 議案第 72 号 第11回農用地利用集積計画(案)について
- 議案第 73 号 第8回農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 議案第 74 号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について
- 議案第 75 号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について
- 議案第 76 号 農作業賃金等の標準額(案)について

第6 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事監兼班長 西 寿代 係長 前川 優博 主査 近藤 裕司
主査 山本 寿子

8. 傍聴人の数 なし

9. 公開・非公開の別 公開

10. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成29年度2月期第11回総会を開会いたします。
はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

こんにちは。皆様方には大変お忙しい中に2月期の第11回総会にご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今局長からご案内のように私どもの任期の最後の総会となるわけでございます。皆さん方にはご就任いただきましてから3ヵ年が経過したわけがあります。皆さん方のご協力によりまして大変なこともございましたが、それを乗り切ってここまで参りました。みなさん方の日頃の農業委員会に対するご支援ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。今日は総会終了後、私ども最後の農業委員会総会の慰労会というこ

とでご案内をさし上げております。市長さんにも是非出席していただきたいということでご案内をいたしました。市長さんも出席の予定でございますので、みなさん方もご協力いただきたいと思っております。2月18日に平戸市の表彰式がございました。私も出席をさせていただきまして農業委員さん2名の方が受賞されておりますので、ここでご紹介をさせていただきます。社会福祉功労で保護司として活躍をされておられました〇〇委員が受賞されました。また、ダブル受賞ということで交通指導員を永年お勤めされ、その功績を認められてのダブル受賞でございます。それから、消防団員として永年消防業務に従事されました〇〇委員のご両名が受賞されました。お二人のお喜びはもとより、ご家族または関係者のみなさん方のお喜びもひとしおかと思っております。

農業委員会としても心からお喜びを申し上げたいと思っております。更なるご活躍をお祈り申し上げたいと思っております。20日に福岡県の農業法人でございます「地のものファーム」が田平町の田代地区に誘致され、立地協定調印式に出席いたしました。社長さんともお会いしまして懇談をしましたが、既に松浦市でも幅広く事業をされており、今回、農地中間管理機構を通じて農業法人として平戸市でも活躍をしたいという申出の調印式でございました。私どもは農業法人を支援していかなければいけない立場でございますし、是非ともみなさん方のご支援ご協力をいただきたいということで社長からもお話がございましたので、ご報告を申し上げておきたいと思っております。また、調印式後に懇親会があったわけですが、最後まで職員のみなさん方とも懇談をして参りました。本日の総会後の懇談の折にもお話を申し上げたいと思っております。

本日も、報告を含めて14件の案件をご審議いただくわけでございますが、どうかひとつ最後までみなさん方の慎重なるご審議をいただきますようお願いを申し上げまして開会の挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、4番委員、23番委員、30番委員より欠席の届出がっておりますのでご報告いたします。

よって出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。
議事録署名委員に、10番委員、11番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事監
を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

次に日程第4、2月期の会務報告と、3月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに2月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(2月会務報告を報告)

次に3月の行事予定を申し上げます。

(3月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回総会のご案内をいたします。

農業委員会法改正による新たに任命される農業委員さんには、市長名で通知があつていると
思いますが、農業委員任命式及び初総会は、3月1日(木曜日)午後1時30分から平戸市
役所中会議室において開催されることになっておりますので、よろしく願いいたします。

《 報告第27号 農地法第3条に係る合意解約について 》

○議 長

これより議事に入ります。はじめに、報告第27号「農地法第3条に係る合意解約につい
て」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

それでは議案書2ページをご覧ください。報告第27号「農地法第3条に係る合意解約に
ついて」です。

こちらの案件は、経営移譲年金に伴う親子間貸借をしておりましたが、今回、農地中間管

理機構を利用するという事で解約がっております。

(報告第27号を朗読 : 1件)

○議長

ただ今、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結します。報告第27号については、届出のとおり処理することといたします。

《 報告第28号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

次に、報告第28号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

それでは議案書3ページをご覧ください。報告第28号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」です。この合意解約ですが、解約後は番号1と番号5は農地法3条許可申請案件です。番号2は中間管理事業を活用した集積へ手続きを行っております。番号3は中間管理事業で、使用貸借から賃貸借に変更するための解約、番号4は解約後、新たな借入人への集積計画を行うようになっております。

(報告第28号1番から6番を朗読 : 6件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第28号については届出のとおり処理することといたします。

《 報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 》

○議長

次に、報告第29号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

それでは議案書4ページをご覧ください。報告第29号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」です。携帯電話基地局の建設のため賃借権を設定します。転用許可不要案件です。

(報告第29号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第29号については届出のとおり処理することといたします。

《 議案第66号 農地法第4条の規定による許可処分の取消について 》

○議長

次に、議案第66号「農地法第4条の規定による許可処分の取消について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

それでは議案書5ページをご覧ください。議案第66号「農地法第4条の規定による許可

処分の取消について」です。農振農用地の用途変更後、牛舎建設用地として平成29年11月14日で県の許可も出ておりました。当初、許可のとおり計画をしていましたが、別の牛舎を借りることになったため、許可処分の取消し申出がっております。

(議案第66号1番を朗読 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第66号の許可処分の取消しについては、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第66号の許可処分の取消しについては、承認することに決定いたしました。

《 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

それでは議案書6ページをご覧ください。議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。1番から7番まで経営規模拡大のため所有権移転を売買、贈与で行うものです。

(議案第67号1番～7番を朗読 : 7件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙
手願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第67号については、原
案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第67号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

それでは議案書8ページをご覧ください。議案第68号「農地法第5条の規定による許可
申請について」です。1番は住宅建設のため使用貸借で利用権を設定します。2番は駐車場
整備のため所有権移転を売買で行います。2名の所有となっていますが、農振除外をして
おり11月に意見を伺った所になります。

(議案第68号1番～2番を朗読 : 2件)

(パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番
号順にお願いします。

○委 員

1番の件について補足説明をいたします。15日、10時から地元委員と事務局、譲渡人、

譲受人本人が立会いまして調査を行いました。このことにつきましては、借受人は大阪のかたで高校在学中に修学旅行で民泊として譲渡人の家に来ました。譲渡人は半農半漁で漁業を営んでおりまして、譲受人が漁業を体験してどうしても自分も漁業を行いたいということから、平成25年に再度譲渡人の元に来ました。その後現在まで漁業に従事しています。

将来、漁業で生計をたてていくということから譲渡人の家の近くの土地を貸し、家を建てるということで、今回の申請となりました。建設につきましては、他の方に迷惑もかけないし、排水についても浄化槽を設置します。すぐ横が水路になっておりまして、また、下にはすぐ大きな川が流れていますので、そこに排水をするということで問題ないということで現場を確認してきましたので、ご検討をお願いいたします。

○委員

2番について補足説明を行います。ここはクリシタン弾劾時代の遺跡でガスパル様というのがあります。その後、生月町のキリスト教徒の皆さんが「クルスの丘」という公園を旧生月町時代に造っておりまして、観光客がどんどん増えております。県道からここまで400から500mくらいあると思いますが、その道路を拡幅するようにしております。

今は、その400から500m間を大型バスで来た方については、クルスの丘、ガスパル様の史跡まで歩いてきていますが、そこを拡幅して観光客の利便を図りたいということで市の方で駐車場の整備をするということで、以前農振除外をしたところです。

今、作付けは全くしておりませんし、雨水も道路側溝に流すということですので、周辺に対しての問題は発生しないということですのでよろしくをお願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案68号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異義がないということですので、議案第68号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第69号 非農地通知の取消について 》

○議長

次に、議案第69号「非農地通知の取消について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第69号「非農地通知の取消について」です。これは10月30日に総会に諮り11月28日付で生月町の非農地通知を出したところですが、その後、耕作中であるとの申出があったところです。その現地を担当委員さんと確認させていただき、非農地ではないということで議案として提出させていただきました。1番、2番とも、平成30年1月29日に再調査をしましたところ、2件とも現況としては耕作中となっていました。

(議案第69号整理番号1番～2番まで朗読 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。事務局の説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第69号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異義がないようですので、議案第69号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることといたします。

《 議案第70号 非農地通知申出について 》

○議長

次に、議案第70号「非農地通知申出について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案書10ページをご覧ください。議案第70号「非農地通知申出について」です。

2件とも耕作等ができる状況ではなく山林・原野化しておりました。

(議案第70号整理番号1番～2番まで朗読 : 2件)

(パワーポイント併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

1番について補足説明をします。2月15日に、地区委員、事務局の立会いで現地確認をいたしました。スライドでもお分かりのように昭和50年ぐらいからずっと田の耕作をしていない所でした。申出人の先代が昭和55年くらいに買いまして、その後も全く耕作されておらず、このような状態になっております。道も荒れていますし、どうにもならないような状態でございましたので、皆様のご判断をよろしく願いいたします。

○議長

2番をお願いいたします。

○委員

2番の案件について説明いたします。2月15日午後3時30分から地元委員と事務局とで現地を確認して参りました。この土地は、私がまだ若いときは、申出人のお父さんが耕作していましたが、代替わりして農地がたくさんあって管理できないということで、現在のようになって20年以上になると思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案70号については、原案のとおり非農地として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第70号については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《 議案第71号 非農地証明願について 》

○議 長

次に、議案第71号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案書11ページをご覧ください。議案第71号「非農地証明願について」です。こちらは、農地法施行前に人為的に非農地化したところについての証明願いになっております。県の工事に伴うもので、立会いは県北振興局職員と申出人の奥様が見えられました。大正時代から灌漑用水路として利用されているものでした。

(議案第71号整理番号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイント併用して説明 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委 員

2月15日9時30分より、地区委員、事務局、県北振興局職員、申出人の立会いで現地確認をいたしました。大正時代から登記がなされずにいたため、登記をするために非農地証

お願いが出ております。内容はさきほど事務局が説明したとおりですので、よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案71号については、原案のとおり非農地として証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第71号については、原案のとおり非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第72号 第11回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

次に、議案第72号「第11回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から24番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書12ページから18ページをお願いいたします。議案第72号「第11回農用地利用集積計画(案)について」です。

利用権設定各筆明細(賃借権)、新規設定1件1筆1,956㎡、再設定2件2筆3,564㎡となります。

(整理番号1番～3番を朗読：3件)

続きまして、利用権設定各筆明細(使用貸借)、新規設定1件2筆、1,626㎡、再設定2件6筆5,890㎡となります。

(整理番号4番～6番を朗読：3件)

続きまして14ページをお願いいたします。利用権設定各筆明細（賃借権）、農地中間管理機構分 新規設定9件34筆、39、101㎡となります。

（整理番号7番～15番を朗読：9件）

続きまして、16ページから17ページをお願いいたします。利用権設定各筆明細（使用貸借）農地中間管理機構分です。新規設定9件60筆61、143、20㎡となります。

（整理番号16番～24番を朗読：9件）

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

（質疑なし）

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第72号の整理番号1番から24番については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議がないということですので、議案第72号の整理番号1番から24番については、集積計画のとおり決定いたします。

○議長

次に、同議案の整理番号25番・26番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与に制限規定により、「27番」委員の退席を求めます。

（退席を確認してから）

○議長

それでは、事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書18ページをお願いいたします。番号25、26番について説明。新規2件28筆27, 787m²。

(整理番号25番～26番を朗読：2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第72号の整理番号25番・26番については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第72号の整理番号25番・26番については、集積計画のとおり決定いたします。

○議長

それでは、「27番」委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第73号 第8回農用地利用配分計画(案)に対する意見について 》

○議長

次に、議案第73号「第8回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から8番までを議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書19ページから22ページをお願いいたします。議案第73号「第8回農用地利

用配分計画（案）について」です。賃借権使用貸借 番号6の受け手「地のものファーム株式会社」ですが、農業委員会会長、事務局長からの説明あったとおりとなっております。新規 8件30筆32,934㎡となっております。

（整理番号番1番～8番を朗読：8件）

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

（質疑なし）

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第73号の整理番号1番から8番までに対する意見については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議がないということですので、議案第73号の整理番号1番から8番までに対する意見については、配分計画のとおり決定いたします。

○議長

次に、同議案の整理番号9番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「6番」委員の退席を求めます。

（退席を確認してから）

○議長

それでは、事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書22ページをお願いいたします。整理番号9番について説明。1件4筆6,167

m²です。

(整理番号9番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第73号の整理番号9番については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第73号の整理番号9番については、配分計画のとおり決定いたします。

○議長

それでは、「6番」委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

次に、同議案の整理番号10番から17番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書23ページから25ページをお願いいたします。使用貸借 新規8件 60筆
61, 143. 20m²です。

(整理番号10番～17番を朗読：8件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませ
んか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第73号の整理番号10
番から17番に対する意見については、配分計画のとおり決定することにご異議ありません
か。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第73号の整理番号10番から17番については、
配分計画のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案の整理番号18番・19番を議題といたします。ただし、この案件についま
しては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「27番」
委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書25ページから26ページをお願いいたします。整理番号18番・19番について
説明。 新規2件28筆27, 787㎡です。

(整理番号18番～19番を朗読：2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませ

んか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第73号の整理番号18番・19番については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第73号の整理番号18番・19番については、配分計画のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、「27番」委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第74号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて 》

○議 長

次に、議案第74号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書27ページをご覧ください。議案第74号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」です。今回7名の方がその対象になっています。猶予を受けている方々につきましては、3年に1度この証明をしていただき、県北振興局と税務署に届出をするようになっております。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませ

んか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第74号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第74号の証明願いについては、原案のとおり証明することといたします。

《 議案第75号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について 》

○議長

次に、議案第75号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書28ページをご覧ください。議案第75号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」です。これは先月もご審議いただいた件でございます。お手元に議案第75号の資料を配付しています。これは前回とほとんど同じですが、下に説明を入れさせていただきました。前回、補足説明が不足していましたので説明をいたします。

(議案第75号及び資料について説明。)

利用状況調査の結果として地区毎に見た場合は、前年度と同じでよいのではないかと考えて設定しております。前回、委員さんからの説明をいただいた点ですが、新規就農者が施設園芸等についてはこれより少ない面積で営農ができるのではないかという意見をいただきました。別段面積を設定する場合、地区毎の設定ではなく、新規就農を促すために下限面積を設定することができます。そうした場合、現状を確認するために、農林課と農業委員会で協議をいたしました。

その中で出た意見としては、下限面積が低いほうが新規就農には結びつくと思うが、現況として、本市の新規就農は親元就農が多く、農林課や農業委員会に新規就農者から農地取得

の相談が寄せられていない状況です。もっと多くの相談があれば検討する余地もあろうかとは思いますが、今のところ取得の相談は寄せられていません。また、市の農業に関する基本構想、これは経営基盤強化促進法に基づくものですが、この中で担い手として位置づけられた場合は、貸し借りだけではなく集積計画によって所有権移転が可能となっています。

現在、年に数件出ていますが、この担い手に挙がっているのが、認定農業者の方、認定新規就農者がいた場合はこの方も担い手として位置づけられると思いますので、経営基盤促進法による集積計画による所有権移転が可能です。経営基盤促進法で行う場合は、下限面積等はありませんので、例えば1,000㎡でも集積計画で所有権移転が可能です。

これとは別に、農地中間管理事業など新規就農を促す制度がありますので、農林課と協議した結果、下限面積は地区別でみてよいのではないかという意見になりました。

それで、前回と同じ内容ではありますが、ご協議をお願いします。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委員

先月、私のほうからお願いしていた件ですが、新規就農者が別の方策でできるということならばそれでいいので、提案どおりで結構です。

○議長

他にございませんか。

○委員

下限面積の設定というのが、よく理解できていないのですが、新規就農者や担い手を増やすためには基盤強化法では下限面積なしでできるが、新規就農者や担い手には下限面積を生かしますということですか？

○事務局

下限面積というのは、地区毎で、基本はこれ以上ないと農地が買えないとか貰えないとかいうことですが、認定農業者や新規就農者で担い手になれば、農地法3条ではなく基盤強化促進法の集積計画で所有権が移せますので、下限面積は関係なくなります。従って、そのような方は3条で下限面積は満たさなくても基盤強化促進法で所有権が移せますので、下限面積は関係なくなります。

○委員

経営基盤強化法と下限面積の必要性がよく理解できないのですが。

○事務局

所有権を移す場合の方法として、農地法3条、これは基本的に農家が農地として使用する場合ですので下限面積があります。もう一方、基盤強化促進法で相対であったり公社が入る貸し借り、これは法律が違うので下限面積の縛りができません。ほとんど貸し借りですが、この中でも担い手には土地の所有権を移すことができますので、下限面積については、2つの法律はきりはなして考えていただいて大丈夫です。

ただ、農地を取得した後、就農できずに農地を転売するなど違法に転用されることを防ぐためにも3条の下限面積があるということですので、3条は3条で守り基盤強化は基盤強化で新規就農を促すというようにそれぞれの法律が目指すところで、所有権を動かすことではないかと思えます。

○事務局

農林課と協議する中で、新規就農の担い手を育成するためにどういう方法がいいのかという話をしましたが、一番多いのが親元就農ですので、農地を親から借りるのが多いもので、基本は農地を借りて行うというのが本来の姿ですが、どうしても農地を所有したいという場合は下限面積がかかってくるのですが、農地法3条では下限面積が3反から5反ぐらいまでである。2反ぐらいでハウスをつくれればできるということですが、例えば2反の農地を買う場合はそこに初期投資がかかります。300万なり400万なり。それよりは借りて行うというのが第1点、どうしても所有したいという場合はこの経営基盤強化促進法では下限面積がありませんので新規の担い手にはその計画書をもって担い手として認定してもらえば経営基盤強化法で1反でも2反でも所有権を移せる方法があります。その場合は買うなり親から贈与でもらったりいろんな方法でできますが、買うというのが最初から何百万も投資するよりは、その分を経営が安定するための経費に使ってもらう、或いは農機具等の経費に当ててもらおうというのが、農林課としてはベターではないかということで、下限面積を下げなくても他の方法で救えるということを協議してこのままでいいのではないかということになりました。

○委員

平戸地域で面積がまちまちです。私は市内同じ面積に統一したらいいかなと思います。

○事務局

(資料にて地区毎の説明。)一律にするのが難しいため地区毎に設定しています。毎年見直していますが、一律は難しいのではないかと思います。

○議 長

他にございませんか。

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第75号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第75号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第76号 農作業賃金等の標準額(案)について 》

○議 長

次に、議案第76号「農作業賃金等の標準額(案)について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書29ページをお開きください。議案第76号「農作業賃金等の標準額(案)について」です。毎年この時期にご審議いただいておりますが、前回と数字を変えたところの文字を大きくしています。例として、農作業賃金の時給を長崎県の最低賃金により読み替えができるようにしています。(他、案の内容を説明。)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第76号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第76号については、原案のとおり決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年度第11回総会を閉会いたします。

— 午後4時23分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 議案第75号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について (資料)

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事監兼班長 西 寿代

議事録署名

平成 30 年 3 月 14 日

会 長 丸 田 保

10 番委員 岡 村 勝 彦

11 番委員 松 山 矢 市